

「南部地区栄養情報提供店」マーク使用規約

南部保健所では、管内の飲食店においてメニューの栄養情報等を提供することで、住民が外食を選択する際の参考とし、正しい食生活の実践につなげることを目的として「南部地区栄養情報提供店」登録事業を展開しています。

この使用規約は、栄養情報提供店として登録予定の飲食店等において、メニューの栄養情報等を提供する媒体作成の際、マークを使用する場合について一定の基準を設けたものです。

1. マークの種類

マークは、キャラクターとオプションマーク（カロリーひかえめ、脂肪ひかえめ、塩分ひかえめ、野菜たっぷり、バランスが良い、選べますの6種類）とします。



2. マークの使用

栄養情報提供店として登録希望で、当事業申請書の「マークのデータ使用希望」欄で『①希望する』を選択した飲食店等へデータ（フロッピー等）を提供します。

3. 使用上の留意事項

マークを使用する際は、以下の点を守って下さい。

- (1) 原則として変更せずに使用して下さい。
- (2) 大きさを変える場合は、縦横比を変えずに使用して下さい。
- (3) オプションマークは直径20mm～30mmの範囲内で変更して下さい。
- (4) キャラクターが手に持っているゴーヤーのみ変更することができます。
(ただし、健康づくりにふさわしくない物は不可)



4. 禁止事項

次の場合は、使用を認めない場合があります。

- (1) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとする場合。
- (2) 不当な利益を上げるために利用しようとする場合。
- (3) 当事業においてメニューの栄養情報等の提供以外で使用する場合。
- (4) 定められた使用方法に基づく使用でないと認められる場合。

5. 規約の改正

この規約は、事務局により、事前の通知なく必要に応じて改訂される場合がありますのでご承知下さい。